

【議事概要】

第 45 会期国連宇宙空間平和利用委員会法律小委員会の開催結果について

文科省の渡辺企画官が COPUOS 法小委の開催結果（資料 14-2 の本文のみ。「参考」と書かれた詳細報告は説明を省略。）を説明したあと、以下の質疑応答があった。

青江：中国の計画に言及し、我国の計画に言及した国はなかったということであるが、日本の計画と中国の計画に違いは何か？³

渡辺：（何だか良く解らない回答⁴）

（青江委員が更に質問を重ねるものの、紛糾するばかり。うやむやのうちに切り上げられた。）

森尾：（宇宙物体について）各国の国内登録制度と書いてあるが、我が国はどのようになっているのか？

渡辺：我が国は持っており、（以下よく解らない説明）

³ メモできなかつたので、このように記載したが、もっと解りにくい質問であった。ともかく中国の動向か、日本の国際貢献を気に掛けているようである。

⁴ 渡辺企画官の回答がいつも解りにくい傾向があるような各委員の反応であったが、国連の小委員会の妖しさにも原因があると思う。COPUOSの参加報告は歴代誰もが苦勞している。本文を見れば判って頂けるが、赤道直下の国が組み「静止軌道の使用優先権」を主張しているような場所が国連である。それを判った上での議論をしないとイケない。「国際貢献＝良い人になる」といった安直さでは、他国から軽んじられる。

青江：（我が国は持っているとは言え）届け出の義務は無いのではないか。

渡辺：省庁間の申し合わせによって、文部科学省がその任に当たることになっている。

青江：北海道の何某が衛星打ち上げをやったとしたら、それを掌握できるのか。

渡辺：（よく解らない回答。）

青江：非登録物体が増えているということであるが、どんなものなのか。

渡辺：軍事衛星やロケットの上段がある。

森尾：原子力電源が議題になっていた。現状どのようになっているのか？

渡辺：現在のものは宣言であり、92年に制定された。惑星間と高い軌道に限るとされている。惑星間を飛行する時には太陽電池が使えないので、原子力推進が許されている。また、宣言ではなく条約にするという動きもあり、……（だんだん説明がだらだらしてくる。⁵）

井口：中国はどんなデータを提供しているのか？

渡辺：人材育成に協力するとか、小型衛星の開発を競わせると

⁵ このあたりの議論をしっかりとさせるためには、国際法の勉強を進めなければならない。国内の常識で対応すると、大きな間違いを起こす可能性がある。

か、(日本がリモセンデータを提供するのは違うことを) やっている。

井口：(重ねて質問するが良く伝わらない。)

松尾：「他国が中国に言及した」と言うがどんな言及であったのか？ 例えば感謝の言葉があったとか、…

渡辺：(答えられなかった。)

井口：今答えられないのであれば、別の機会にしっかり報告するように。

森尾：ALOS のデータは利用価値が高いのではないか？

奈良：現在災害情報を中心に東南アジアに提供することを進めている。枠組みの設定など、少々時間がかかっているが。…

その他

「宇宙開発の現状報告」と前回の「議事要旨」が紹介され、議論なく終了した。